

平成30年5月29日（火）
津島市上下水道部管理課（堀田、松尾）
電話番号 0567-55-9728

コミュニティ・プラント事業特別会計における消費税の修正申告について

<事業名>コミュニティ・プラント事業（消費税納付）

補正予算額 5,045千円

1 概要

(1) 経緯

コミュニティ・プラント事業特別会計は、毎年、毎年度決算における消費税の申告を行っていません。

平成30年1月から3月にかけて名古屋国税局の税務調査が行われ、平成27、28、29年申告分（平成26、27、28年度決算分）について、3月26日に最終説明があり、過少申告の指摘がありました。

(2) 指摘の内容

消費税の納付額は「課税売上げに係る消費税額」から、「課税仕入れ等に係る消費税額」を控除して算出されますが、「課税仕入れ等に係る消費税額」についての計算の過程に一部見解の相違がありました。

(3) 対応

この税務調査の指摘を受け、過去3年分の修正申告、納付、また平成30年申告、納付を行うにあたり、平成30年度当初予算に歳出予算不足が生じることから、平成30年第2回定例会（6月議会）に、補正予算で上程するものです。

(4) 修正申告納付額及び平成30年納付予定額 (単位：円)

修正申告	修正申告金額	加算税	延滞税	計	申告済(還付額)
平成27年分	1,272,400	165,500	36,000	1,473,900	484,385
平成28年分	1,295,400	168,500	35,500	1,499,400	366,735
平成29年分	997,300	123,500	19,700	1,140,500	26,406
合計	3,565,100	457,500	91,200	(A)4,113,800	877,526

申告	申告金額
平成30年分	(B)931,900

(A) + (B) = 5,045,700円

2 予算内訳

消費税及び地方消費税 5,045千円